

災害時におけるLPガス等
供給協力に関する協定

京 都 府

一般社団法人京都府LPガス協会

災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定

京都府(以下、「甲」という。)と一般社団法人京都府LPガス協会(以下、「乙」という。)は、次のとおりLPガス及び応急対策用資機材(以下、「資機材」という。)の供給協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自然災害、武力攻撃事態等(以下、「災害」という。)が発生し又は発生の恐れがある場合において、甲が乙に対してLPガス及び資機材の調達について協力を要請するために必要な事項を定める。

(供給協力の要請)

第2条 甲は、災害の発生に伴い、甲の施設においてLPガス及び資機材の調達が必要であると認めるときには、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 甲は、前項の場合のほか、国又は他の都道府県(以下「都道府県等」という。)から災害対策に係る重要施設へのLPガス及び資機材の調達のあっせんを求められたときは、乙に供給を要請することができる。

(供給の実施等)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の指定する会員の協力を得て、LPガス及び資機材の優先的な供給協力を行うものとする。

2 甲は、LPガスを必要とする甲の施設で、災害時にLPガス供給の緊急度が高い施設について供給優先順位を定めた上、乙に事前に伝達しておくものとする。

3 甲は、必要に応じ、乙の職員が甲の設置する災害対策本部等事務局に常駐できるよう体制を整えるものとする。

4 甲は、LPガスによる二次災害を防止するために必要な情報について、広報を行うものとする。

(要請手続)

第4条 甲が第2条第1項及び第2項によりLPガス及び資機材の供給要請を行う際は、次の事項を明らかにして文書をもって、乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で申し出を行い、事後に要請文書を提出することを妨げない。

(1) LPガス、資機材の品名及び数量

(2) LPガス、資機材の搬入日時及び場所

2 甲が資機材の供給を要請する場合には、次に掲げるものの中から、必要なものを指定するものとする。

(1) 消費用機材 容器、燃焼用機器(コンロ、ガスストーブ)等

(2) 供給用機材 管、ホース、止め金具、継ぎ手等

(3) 設営用機材 容器固定機材等

(引き渡し)

第5条 甲が前条第1項の規定に基づき指定した搬入場所において、甲又は第2条第2項により甲にLPガス及び資機材の調達のあることを求めた都道府県等の職員が数量等を確認の上、引き受けるものとする。

2 甲は、確認後速やかに確認文書を乙に提出するものとする。

3 搬入場所において設置工事を伴う場合は、乙は甲の確認を得た上で設置を実施し、後日甲から設置内容の証明を得るものとする。

4 乙は、供給協力した内容を甲に対して速やかに文書で報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLPガス及び資機材の代金及び設置工事に係る費用については、甲又は都道府県等が負担するものとする。

2 甲又は都道府県等は、前項の規定に基づく請求があったときには、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

(LPガス及び資機材の価格)

第7条 LPガス及び資機材の価格は、平常時における適正な価格(運賃を含む。)とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(広域的なLPガス安定供給体制の確立)

第8条 乙は、災害発生時において、乙の会員が所有する施設からの供給協力が困難な場合は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」の規定に基づく指定を受けた中核充填所で構成する近畿圏ブロック又は全国のネットワークを通じてLPガス及び資機材の調達を行うこととし、甲と乙は当該支援を受けるための連携協力を努めるものとする。

(訓練等)

第9条 甲は、この協定が円滑に機能するため、甲の実施する防災訓練等に乙の参加を求めることができる。

2 乙は、中核充填所が乙と共同で実施する実施訓練等に甲の参加を求めることができる。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとし、期間満了1カ月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除又は変更の意思表示がないと

きは、さらに1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 京都府知事 山 田 啓 二

乙 一般社団法人京都府LPガス協会
会 長 小 澤 八十二